

解雇などで失業されている方へ

国民健康保険税の軽減制度のご案内



離職者

具体的には、次の全ての条件に該当する方です。

- ・雇用保険受給資格者証をお持ちの方

※「特例受給資格者証」、「高年齢受給資格者証」は対象外です。受給資格者証の内容については、お近くのハローワーク（公共職業安定所）におたずねください。

- ・雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日が平成21年3月31日以降で、離職年月日現在65歳未満であること
- ・雇用保険受給資格者証に記載されている理由番号が、「11、12、21、22、31、32（特定受給資格者）」、「23、33、34（特定理由離職者）」であること

勤務先の倒産や解雇などの理由で離職された方を対象に、国民健康保険税を軽減する制度があります。

どのような人が対象ですか？

次の1または2に該当する方で、失業給付を受けている方が対象です。

- 1 倒産、解雇などにより離職した方（雇用保険の特定受給資格者）
- 2 雇止めなどにより離職した方（雇用保険の特定理由

による離職した方（雇用保険の特定理由

軽減の対象となる期間は？

離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで。ただし、平成21年度以前の国民健康保険税は軽減の対象となりません。

手続きに必要なものは？

- ・国民健康保険被保険者証
- ・雇用保険受給資格者証

注意

この軽減制度は、届出窓口で必要書類を提出していただくことで適用されます。手続きを忘れると、軽減制度は適用されませんので、ご注意ください。

問合せ・届出窓口

- 国民健康保険課係
（内線3454）
- 葛蒲総合支所市民税務課
（内線120）
- 栗橋総合支所市民税務課
（内線214）
- 鷲宮総合支所市民税務課
（内線127）

国民健康保険の届出について

○勤務先を退職等の場合

勤務先の退職等により社会保険・共済組合等を脱退された方は、国民健康保険への加入の届け出が必要です。

届け出の際は、本人を確認できる書類（運転免許証等）、社会保険等の資格喪失日や退職日が分かる書類（健康保険資格喪失証明書・雇用保険離職票・退職証明書等）が必要です。

- 会社等へ就職の場合
会社等への就職により社会保険・共済組合等へ加入された方は、国民健康保険の脱退

の届け出が必要です。

届け出の際は、今までお使いの国民健康保険被保険者証、および新しい社会保険等の被保険者証をご持参ください。

なお、届け出にかかる詳細についてはお問い合わせください。

- 問合せ 市民課（総合窓口）
市民係（内線2663）
- 葛蒲総合支所市民税務課
（内線120）
- 栗橋総合支所市民税務課
（内線214）
- 鷲宮総合支所市民税務課
（内線127）

仕事をお探しの方へ 久喜市ふるさと

ハローワークのご案内

ハローワーク春日部では、久喜市民をはじめとする多くの皆さんの仕事探しを応援するため、市と連携して、市役所2階に「ふるさとハローワーク」を開設しています。

専任の相談員による職業相談、冊子による求人情報の提供のほか、タッチパネル方式の求人情報自己検索システム（パソコン4台）を導入し、

県内および東京都内の求人情報を検索できます。

なお、雇用保険の失業給付などの手続きは取り扱いできませんのでご注意ください。

利用日時 月々金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時

問合せ 久喜市ふるさとハローワーク ☎29・2768
FAX 22・3182